

令和2年12月28日

事業者 各位

観光庁総務課調整室

契約手続き等における押印の見直しについて

標記について、下記のとおり運用を開始するのでお知らせします。

記

1. 押印を省略できる書類

- ① 見積書
- ② 請書
- ③ 請求書
- ④ その他契約手続きにおいて提出いただく書類

2. 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、次の事項を当該書類に記載してください。

- ・ 本件責任者の所属及び氏名
- ・ 担当者の所属及び氏名
- ・ 連絡先電話番号（2以上）

※必要に応じ、観光庁から確認の連絡をさせていただきます。

3. 本件の取扱開始日

本取扱いは、令和3年1月4日以降の契約・請求手続きより適用します。

その他ご不明な点等については、下記連絡先までお問い合わせください。

観光庁総務課調整室

電話(代表) 03-5253-8111

内線 : 27130, 27144